社会福祉法人八尾あけぼの福祉会　役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規定は、社会福祉法人八尾あけぼの福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

第２条　本規程でいう役員とは、理事及び幹事を言う。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第３条　理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第４条の報酬は、これを支払わないものとする。

	報　　酬（日額）
理事会出席報酬等	３，０００円(税引き後)

２　評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第４条の報酬は、これを支払わないものとする。

	報　　酬（日額）
評議員会出席報酬等	３，０００円(税引き後)

（役員及び評議員の勤務報酬）

第４条　理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表１により報酬を支払うことができる。

２　理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合、または評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表１により報酬を支払うことができる。

３　監事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務に当たった場合は、別表１により報酬を支払うことができる。

（出張旅費）

第５条　役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅行等にかかった費用相当を弁償するため、次により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合は、これを支払わないものとする。

	実費弁消費（日額）
出張旅費等	３，０００円(税引き後)

（兼務役員）

第６条　施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

附則

この規程は、平成３０年４月１日より適用する。

令和４年３月１０日一部改正し、令和４年４月１日より施行する。

令和８年６月１５日一部改正し、同日より施行する。

別表１

名　　称	報　　酬（日　額）	備　考
理事長業務報酬等	３，０００円(税引き後)	
理事及び評議員業務報酬等	３，０００円(税引き後)	
監事監査指導報酬等	３，０００円(税引き後)	